

# HEART COMMUNICATION

2025

新春号



令和7年を迎えるにあたり、皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年1月1日に発生した能登半島地震により被災された方々に、改めて御見舞い申し上げますとともに、皆様の御無事と地域の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、本年は自民党石破体制、米国ではトランプ体制が本格的に始動する年です。

世界を俯瞰しますと、各地で戦火が続き、また北朝鮮や南シナ海での緊迫など新たな脅威が起きようとしています。気候変動も世界中で影響が出ており、各所で大雨被害や第一次産業不振が聞こえております。そのような中、昨年我が国では円安を背景に海外からの観光客が過去最大となり、3万円のラーメン店にも行列ができるという状況でした。併せて、各種物価高、人手不足が続き事業継続が困難となるケースも見受けられました。

環境変化のスピードが速い、地に足がつかない、といった声をよく耳にします。

今年は乙巳の年、変革や成長をもたらす1年といわれています。新たなる希望に向けて一歩ずつ進んで参りましょう。

皆様の信頼にお答えし、様々なサポートができますよう全社一丸となって取り組んで参ります。引き続きのご理解、ご支援をお願い申し上げて新年のご挨拶とさせていただきます。

令和7年1月1日  
高田総合会計事務所  
所長 高田 直浩

# 令和6年分所得税確定申告



年が明け、今年も所得税確定申告の足音が聞こえてくる時期に差し掛かっている今日この頃ですが、改めて、令和6年分所得税確定申告（令和7年2～3月申告）について、ご案内いたします。

## 令和6年分確定申告 ここに気をつけましょう!

### ★申告期間がいつもと異なります★

申告期間は、例年2月16日～3月15日ですが、

令和7年2月15日～16日、令和7年3月15日～16日は土日のため、

申告期間が令和7年2月17日（月）～令和7年3月17日（月）となります。

例年よりも申告期限が2日先となりますので、油断は禁物。

令和7年3月14日（金）までには申告を完了しておきましょう。

### ★定額減税に関する記載欄が追加されています★

例年とは異なり、申告書に令和6年度税制の目玉である定額減税に関する記入欄が設けられます。

合計所得が1,805万円以下の方は、申告書への記入・適用をお忘れなきようご注意ください。



### スマートフォンでの申告が便利になります

#### ○所得税確定申告のすべてのページがスマートフォン対応となります

国税庁の「確定申告書等作成コーナー」において、令和7年から所得税確定申告に係るすべての入力ページがスマートフォン対応となります。

また、消費税や贈与税についても、一部スマートフォン対応となる予定です。

#### ○スマートフォン用電子証明書の利用が開始します

事前にマイナポータルアプリでスマートフォン用電子証明書の利用を申請すれば、確定申告の際にマイナンバーカードを読み取らなくても、申告書の作成やe-taxでの電子申告が可能となります。

※ただし、令和7年の確定申告でのスマートフォン用電子証明書の利用は、

Android端末にのみ適用されます。



### お忘れではありませんか？～還付申告～

意外と見落とされがちですが、還付申告については「随时」申告が可能です。

極端な例えですが、給与所得者の方で12月中に源泉徴収票をもらい、医療費が確定済みの場合、翌年1月早々に還付申告のための確定申告書を提出いただくことが可能です。

所得税の確定申告期間を待たずして、還付申告書を提出できるという事を、是非覚えておいてください。

## 今話題の「103万円の壁」って何？



令和6年10月15日の衆議院選挙後から話題となっている  
「103万円の壁」について、簡単にではありますが解説いたします。

### ★そもそも「103万円の壁」とは？

税法上において、「所得税が発生するか否か」又は「ある人の扶養になるか否か」のラインを示すものです。※以下、年収=給与収入とします。

収入が給料だけであった場合、年間収入が「103万円」を超えると所得税が発生する可能性があります。

また、Aさんという方がBさんの扶養親族であった場合、Aさんの年収が103万円を超えると、Bさんの扶養から外れ、Bさんの税負担が増加します。

なお、配偶者については配偶者特別控除という枠があり、年収103万円を超えてもただちに控除額がなくなるわけではありませんが、「扶養」の概念

からは外れます。令和6年税制の目玉である定額減税においても、年収103万円を超える配偶者については、年調減税の計算から外れますので十分ご留意下さい。

また、納税の事だけを考えるのであれば、住民税は自治体によって年収が93～100万円を超えると、均等割を含めた納税が発生します。このあたりは所得税と住民税で異なります。

### ★「103万円の壁」の問題は…？



年収が103万円を超えることによって、学生やフリーターなどの方が自分自身に税負担が発生するだけでなく、親等の扶養者の税負担が増加します。

そのため、税法上で扶養親族となっている多くの方が

### 「年収が103万円までしか働けない（働かない）」

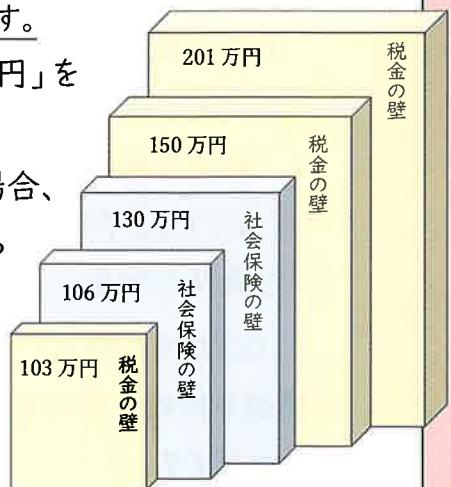
といった現象が生じているのです。

しかし、日本では深刻な労働者不足に悩まされています。

企業が少しでも労働者を確保したいと考えても、労働者側は自身や家族の税負担を増やしてまで働くとは考えません。

そこで、現在の国会ではこの103万円のラインを引き上げる事が議論されています。そのラインを引き上げる事によって、従来の「103万円の壁」を意識されている方々に税負担の不安を抱える事なく働いていただき、所得拡大と労働力供給を実現しようとするのが目的とされています。

裏面へ続きます→→→



## ★「103万円」だけが問題なの？

税負担だけが問題となるわけではありません。

「103万円の壁」の議論と同時に、「106万円の壁」や「130万円の壁」も考えなければいけません。

### □「106万円の壁」

勤務先の企業規模にもよりますが（令和6年10月以降は「従業員51人以上の会社」）、おおよそ年収106万円から社会保険への加入義務が発生。

### □「130万円の壁」

社会保険の被扶養者から外れるラインであり、「106万円の壁」に該当しなくとも、年収130万円を超えると自身で国民健康保険や国民年金の納付義務が発生。

「103万円の壁」について議論する場合、「106万円の壁」と「130万円の壁」の問題を同時に合わせて考えなければ、あまり意味がない議論になってしまう事が予想されます。

## ★議論の現状は？

令和6年11月末現在、政府与党が国民民主党の案に合意し、「103万円の壁」の引き上げを経済対策案に明記したと報道されました。

国民民主党の案では、「103万円」が「178万円」に引き上げられるのではないかとされていますが、税収確保の側面からは反対の意見も挙がっています。

今後、国会や政府税制調査会での議論が慎重に進められるのではないかと予想されます。

## ★さいごに…



この「103万円の壁」は平成7年から約30年間金額が据え置かれたままであり、30年の間の物価上昇や賃金底上げが反映されていません。

そのため、現状に即した給与所得控除及び基礎控除の金額が定められる事が望まれます。

しかし、所得税の面だけではなく、社会保険の面も忘れてはなりません。

「103万円の壁」の議論を機に「106万円の壁」や「130万円の壁」の是正も望まれるところです。

※本情報は令和6年11月現在のものです。



平成28年1月1日にマイナンバーカードの交付が開始されて、今年で運用開始9年目を迎えます。

今回は、改めて「マイナンバーカード」について確認していきましょう。



## マイナンバーカードでこんなことができます

### ・コンビニなどで公的な証明書を取得できます

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の機能を使って、コンビニなどでいつでも住民票や印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得することができます。(窓口で証明書を取得するよりも手数料が安い場合があります。)

### ・健康保険証として利用できます

前号(事務所通信2024年秋号)でもご案内した通り、現行の健康保険証が令和6年12月2日以降新たに発行されなくなり、マイナンバーカードを保険証として利用する「マイナ保険証」を基本とする仕組みへ移行しました。

※令和6年12月1日以前に発行された紙媒体の健康保険証は、有効期限までの間、最長で1年間使用できます。

### ・証券口座開設など民間のオンラインサービスで使用できるようになります

時期は未定ですが、オンラインバンキングを始めとした各種民間のオンライン取引等に利用できるようになる見込みです。

### ・免許証として利用できるようになります

警察庁は、令和7年3月24日から、マイナンバーカードと運転免許証を一体化させた「マイナ免許証」の運用を開始する方針であることを公表しました。

マイナンバーカードを免許証として利用するかどうかは選択制であり、従来の免許証を利用する事も可能であるといわれています。

※なお、上記の情報は令和6年11月現在のものです。



見落としがちかも?

マイナンバーカードの有効期限をご存知ですか?

マイナンバーカードの有効期限は、

○発行日から10回目の誕生日まで※未成年の方は発行日から5回目の誕生日まで

電子証明書の有効期限は(コンビニ等で証明書類を発行する場合に必要)、

○年齢を問わず発行日から5回目の誕生日まで

有効期限となる誕生日の1~3ヶ月前に自治体より有効期限通知書が届きます。

有効期限通知書が届いたら、忘れずに更新手続きを行いましょう。

# TOPIX

【その疑問、チャットボットに相談してみませんか?】

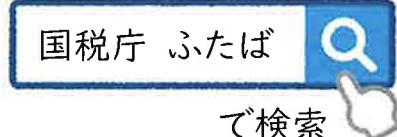


## ～国税庁税務相談 AI チャットボット ふたば のご紹介～

国税庁ホームページでは、個人の方の国税に関する相談に自動回答するチャットボット「ふたば」のサービスを提供しています。



QRコード読み取り または



「ふたば」を利用する際のポイントを 5 つにしぼると…

- 質問事項をメニューから選択、または自由に文字を入力（話し言葉でも可能）することで簡単に質問が可能です。
- 土日祝日を含む 24 時間利用が可能です。（メンテナンス時間を除く）
- 税務に関するすべての疑問・質問に対応しているわけではありません。あくまで、相談が多い事項に対応したサービスです。

現在、次の相談に対応しています。

- ・インボイス制度に関するご相談
- ・所得税確定申告に関するご相談
- ・消費税確定申告に関するご相談
- ・令和 6 年分年末調整に関するご相談
- ・令和 6 年分所得税の定額減税に関するご相談（※内容は随時更新されます。）



- 回答は一般的な事項についての内容のため、特殊な事例や個別案件には対応していません。

- いろんな人が利用できるサービスなので、個人情報を入力してはいけない。

現状では相談できる範囲が限られていたり、回答が一般的な内容に限られていたりとデメリットもある一方で、24 時間質問が可能・基本的なことでも答えてくれる・何度も質問できるとメリットも多く、また今後どんどん進化していくサービスです。

所得税・消費税の確定申告や、インボイス制度について疑問等がありましたら、ぜひ一度チャットボットサービス「ふたば」に質問してみてください。



高田総合会計事務所

〒602-8048 京都市上京区西大路町 137-3

TEL 075-451-7766 FAX 075-432-2127

URL <http://www.takadakaikei.co.jp>

E-mail [info@takadakaikei.co.jp](mailto:info@takadakaikei.co.jp)